

慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県理学療法士会（以下、「本会」という。）会員及び本会関係者の慶弔見舞いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 慶弔見舞いは、次の各号によるものとし、会長名で贈る。

(1) 本人の死亡

① 本会正会員

② 本会関係者

ア 本会と特に密接な関係があったと認められる者

イ 本会の業務に多大な貢献があったと認められる者

ウ その他必要と認められる者

(2) 本会正会員及び本会関係者の配偶者及び一親等の親族の死亡

(3) 本会役員及び本会関係者等の当選、就任、退任、受賞等

(4) 関係団体等の会館落成・開所・入学式・卒業式等

2 前項の慶弔見舞いは、休会中の正会員については適用しない。

3 見舞い金額等については別表に定める。

(委任)

第3条 この規程に定めのないものでも、会長が必要と認めるときは、業務執行理事会の議決を経て慶弔見舞いを行うことができる。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

1 この規程は、平成27年5月15日理事会により決議し、定款細則廃止の日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	対 象		見舞い金額等
死 亡	本 人	本会正会員	弔電及び当該年度の会費負担額の見舞金
		本会役員 本会関係者	弔電及び1万円から3万円までの見舞金 ※場合に応じて、上記見舞金に加え又は見舞金に代えて、花輪又は生花を贈ることができる。
	本会正会員及び本会関係者の配偶者及び親族		弔電 ※ 場合に応じて、見舞金・生花等を贈ることができる。
当選、就任 受賞等	本会役員及び本会関係者		親疎に応じ、1万円から3万円までの祝い金、祝い品を贈ることができる。
会館等の落成・開所等	本会関係団体		親疎に応じ、1万円から3万円までの祝い金、祝い品を贈ることができる。

※ 上記の見舞金等にかかわらず、必要の応じ、弔電又は祝電を贈ることができる。